

被災地域境界基本調査工程管理及び検査規程

(平成 28 年 10 月 11 日付け国土籍第 186 号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長了)

1 目的

被災地域境界基本調査作業規程準則（平成 28 年国土交通省令第 66 号。以下「準則」という。）第 6 条に規定する管理及び検査の実施については、この規程の定めるところによる。

2 定義

この規程において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

ア 実施者

被災地域境界基本調査を実施する者。

イ 認証者

被災地域境界基本調査の成果について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 19 条第 2 項の規定により認証する者。

ウ 作業者

被災地域境界基本調査の各工程の作業（工程管理及び検査を除く。）を実施する者。

エ 工程管理者

作業者に対して、被災地域境界基本調査の各工程の作業をこの規程に定める順序に従って適切に行わせる者。

オ 検査者

被災地域境界基本調査の成果及び中間成果が国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号。）及び準則等の規格に適合しているか否かを調査し、当該規格に適合していることを証明する者。

カ 第三者機関

国土地理院に測量成果の検定機関として登録されている者。

キ 監督者

発注者の命により当該作業を監督する者。

ク 主任技術者

被災地域境界基本調査の作業を受注した者（以下「請負者」という。）において、当該契約の履行に関し、作業全般の管理及び統括、作業現場の運営並びに取締りを行う者。

ケ 実地確認

被災地域境界基本三角測量における点検測量の工程管理として実施する要目の一つをいい、工程管理者が点検測量実施箇所の立ち会い並びに点検測量に関する観測諸簿、制度管理表及びその他資料の点検を行うこと。

3 総則

- (1) この規程による各工程の検査に合格しない被災地域境界基本調査の成果は、法第19条第1項に規定する認証の請求の対象とならないものとする。
- (2) 被災地域境界基本調査の作業者は、実施した作業のすべてについて、その作業内容及び成果に誤りがないかを点検しなければならない。
- (3) 工程管理者及び検査者は、被災地域境界基本調査に関する法令の趣旨を理解し、被災地域境界基本調査の各個別作業及び作業体系並びに工程管理技術に精通した者でなければならない。
- (4) 工程管理及び検査は、別表1の「被災地域境界基本調査作業工程管理及び検査の要目一覧表」（以下「一覧表」という。）に従って行うものとする。
- (5) 被災地域境界基本調査において作成した成果については、第三者機関による成果検定を受けるものとする。

4 工程管理

- (1) 工程管理は、実施者が行うものとする。
- (2) 工程管理者は、原則として、監督者とする。
- (3) 工程管理者は、被災地域境界基本調査を適正かつ円滑に実施するために、作業の進捗状況を確実に把握して、工程管理表に従い作業を進行させるとともに、要目一覧表に規定する点検を行うものとする。

工程管理者は主任技術者に作業の進捗状況について適宜報告を行わせるものとする。
- (4) 工程管理者は、必要に応じて、作業体制、作業方式等の変更を適時適切に指示するものとする。請負者に対する指示は原則として主任技術者を通じて行うものとする。

5 検査

- (1) 検査は、認証者が行うものとする。
- (2) 検査は、一覧表に規定する検査を、全工程の作業の終了後に行うものとする。
- (3) 検査者は、検査を終えたときは、別表2の「被災地域境界基本調査工程管理及び検査成績表」に検査結果を記入するものとする。

6 抽出の方法

抽出法による検査又は点検は、原則として無作為抽出によるものとする。

7 検査・点検における再調査等

抽出検査又は抽出点検又は実地確認において、合格しないものが検査数又は点検数の10%以上の場合には、直ちに再調査又は再測量を行わせ、合格しないものが検査数又は点検数の10%未満の場合には、合格しないものを修正させた上、当該検査又は点検と同一の抽出率により再検査又は再点検を行うものとする。この場合において、再検査又は再点検に合格しないものがある場合には、直ちに再調査又は再測量を行わせるものとする。

被災地域境界基本調査作業工程管理及び検査の要目一覧表

被災地域境界基本調査作業工程順大分類

工程大分類 番号頭文字	工程大分類名称	備 考
HC	被災地域境界基本三角測量	地籍調査における地籍図根三角測量と同様
HF	被災地域境界基本細部点計算	
HL	被災地域境界基本調査点計算	
HH	被災地域境界基本調査図原図及び 被災地域境界基本調査簿案の作成	

HC工程（被災地域境界基本三角測量）

工程小分類番	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備考
HC	被災地域境界基本三角測量				
HC 1	作業の準備	準則12、17条	管理	作業体制と作業工程の適切性	
HC 2	選点	準則13、18～20条	管理	多角路線・網構成の適切性	
HC 3	観測及び測定	準則21条	管理	1%以上の観測簿点検	記録として複写を添付
HC 4	計算	準則21条	管理	精度管理表の全数点検	
HC 5	点検測量	準則21条	管理	実地確認	
HC 6	取りまとめ	準則6、21条	管理	5%以上の成果簿点検	記録として複写を添付
HC 7	検査	準則6条	検査	検定記録書による検査 成果品の出来映え検査	

HF工程（被災地域境界基本細部点計算）

工程小分類番 号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
HF	被災地域境界基本細部点計算				
HF 1	作業の準備	準則22条	管理	作業体制と作業工程の適切性	記録として複写を添付
HF 2	選点	準則23条	管理	配置地域及び配置密度の適切性	
HF 3	計算	準則24条	管理	精度管理表の全数点検	
HF 4	取りまとめ	準則6、24条	管理	1%以上の成果簿点検	
HF 5	検査	準則6条	検査	成果品の出来映え検査	

HL工程（被災地域境界基本調査点計算）

工程小分類番 号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
HL	被災地域境界基本調査点計算				
HL 1	作業の準備	準則25条	管理	作業体制と作業工程の適切性	
HL 2	計算	準則26条	管理	補間計算時の入出力値の点検	※1
HL 3	取りまとめ	準則6、26条	管理	成果簿の点検	※2
HL 4	検査	準則6条	検査	成果品の出来映え検査	

※1 抽出数は、補間法において既知の数値として使用した被災地域境界基本細部点数の1%に相当する点数。

※2 抽出数は、補間法において既知の数値として使用した被災地域境界基本細部点数の0.5%に相当する点数。

HH工程（被災地域境界基本調査図原図及び被災地域境界基本調査簿案の作成）

工程小分類番 号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
HH	被災地域境界基本調査図原図及び被災地域境界基本調査簿案の作成				
HH 1	基本調査図原図の作成	準則28条	管理	基本調査図原図の仕上がりの全数点検	記録として複写を添付
HH 2	基本調査簿案の作成	準則28条	管理	1%以上の照合点検	
HH 3	検査	準則6条	検査	検定記録書による検査 成果品の出来映え検査	

(平成 年度) 被災地域境界基本調査 工程管理及び検査成績表

都道府県名	市町村名	地区名	面積(Km ²)	精度区分	縮尺	調査期間
						平成 年 月～ 平成 年 月
実行機関	主任技術者名	工程管理者名	監督(補助)機関名	監督(補助)者	点検年月日	
					. .	
番号	工程	点検の要目			合否	記事
(A・B)	(計画・準備)	業務計画書の確認				
		業務内容及び作業方法の確認				
		業務工程の確認				
		作業班編成と組織計画の確認				
		連絡体制(緊急時を含む)の確認				
		使用機器の点検確認				
		計算プログラム検定の確認				
		関係機関との調整(打合せ記録簿等)				
(HC)	(基本三角測量)					
1	作業の準備	作業体制と作業工程の適切性の確認				
2	選点	多角路線・網構成の確認				
3	観測及び測定	観測簿の点検(1%以上)				頁(抽出 頁)
4	計算	精度管理表の確認(全数)				
5	点検測量	実地確認				
6	取りまとめ	成果簿の点検(5%以上)				頁(抽出 頁)
7	検査	成果品の出来映え検査・検定記録書の確認				
(HF)	(基本細部点計算)					
1	作業の準備	作業体制と作業工程の適切性の確認				
2	選点	配置地域及び配置密度の適切性の確認				
3	計算	精度管理表の確認(全数)				
4	取りまとめ	成果簿の点検(1%以上)				頁(抽出 頁)
5	検査	成果品の出来映え検査				
(HL)	(基本調査点計算)					
1	作業の準備	作業体制と作業工程の適切性の確認				
2	計算	補間計算時の入出力値の点検(※1)				
3	取りまとめ	成果簿の点検(※2)				頁(抽出 頁)
4	検査	成果品の出来映え検査				
(HH)	(原図及び簿案の作成)					
1	基本調査原図	仕上りの点検(全数)				
2	基本調査簿案	照合点検(1%以上)				頁(抽出 頁)
3	検査	成果品の出来映え検査・検定記録書の確認				

※1 抽出数は、補間法において既知の数値として使用した被災地域境界基本細部点数の1%に相当する点数。

※2 抽出数は、補間法において既知の数値として使用した被災地域境界基本細部点数の0.5%に相当する点数。